

令和6年度予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時

令和6年6月21日（金）15時00分から17時00分

2 場所

中央合同庁舎第2号館 地下2階講堂 （WEB会議併用）

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、大宮委員、河村委員（中村氏代理出席）、高委員、小林（恭）委員、佐野委員、中川委員、平田委員、森山委員、吉田委員、阿部委員、小林（由）委員、中原委員、村上委員、山本委員、市橋委員、西藤委員、田村委員、福永委員、山尾委員（中道氏代理出席）

(2) オブザーバー

消防庁消防大学校消防研究センター

(3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、田中課長補佐、奥田違反処理対策官、辻係長、西田係長、佐々木技官、金子事務官、亀田事務官、馬場事務官、前田事務官、安田事務官、山崎事務官

4 配布資料

資料1 令和6年度予防行政のあり方に関する検討会における主な検討事項について

資料2 大規模倉庫における防火安全対策に関する検討

資料3 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

資料4-1 予防行政におけるデジタル化の取組状況について

資料4-2 防火対象物点検報告の対象の合理化について

参考資料1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料2 予防行政のあり方に関する検討会委員名簿

参考資料3 防火対象物点検報告の対象に関する検討結果報告書

5 議事

- (1) 大規模倉庫における防火安全対策に関する検討
- (2) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討
- (3) 予防行政におけるデジタル化の取組状況について
- (4) 防火対象物点検報告の対象の合理化について

6 主な意見交換（○:委員、●:事務局）

(1) 大規模倉庫における防火安全対策に関する検討

- 用途について、最近の物流施設は作業をしている人が非常に多く、作業場に近いものがあるため、全ての倉庫を一括りに扱うことについて疑問があるので、検討していただきたい。
- スプリンクラー設備について、働いている人が 1,000 人を超えるものもあるので、検討していただきたい。なお、スプリンクラー設備を義務化している国もあるが、一方でその効果についても議論されている。
- 避難について、避難できないで取り残される人がいると救助活動など消防隊の危険が増すと思うので、避難について考えていただきたい。建築基準法の避難安全検証法により、階段の数を減らしているものもあるため、その点についても考慮してもらいたい。
- 倉庫の用途区分について、ショッピングモールのように様々な用途で使用されているものもあり、用途を取り上げることは重要だと考える。
また、避難に関して、蓄光式のもので床に矢印を描くなど、電源がない場合も避難が円滑にできるような手段があるか、検討していただきたい。
- 乳幼児のように避難が自力で出来ない方もいる建物になってきていることに対して、ソフト的な対策を検討いただきたい。また、アルバイトなど、必ずしも建物の構造等を熟知していない方々をどう守るのか、建物の規制を強めるのも大事だが、併せて日常でこの方々がどのように関わっていくかを考えていかないと対策が機能しないと思う。
- 資料に示した各検討項目の中に、ご意見いただいた内容を盛り込んで、ハードとソフトの両面から作業チームにおいて検討する。
- 4 階建て以上のものが非常に多く、階段の位置づけが非常に大事になると考える。
また、託児所が倉庫のどのような場所に配置されているのか、例えば、防火区画の外に配置されているのかについて教えていただきたい。
- 託児所の設置場所や防火区画の状況について、現在データを持ち合わせていないため、今後、必要な調査を行い作業チームで検討する。
- 4 階建て以上が多く高層化していることから、消防活動の困難性について消防機関からの意見を伺いたい。
- 消火活動の困難性については、埼玉県三芳町の火災があった際にも検討しているため、作業チームで整理する。

(2) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

- PFOS 等は製造が禁止されているが、すでに設置されているものについては使用が可能ということについて、どの法律で定められているのか。また、泡消火薬剤の規格の見直しとは、使用可能だが規格に適合するものに限って使用できるようにするという意味か。また、どの法律なのか。

- 製造の禁止や使用の制限については化審法に基づくものとなっている。

また、規格の見直しについては、消防法上の規格のことである。消防法の検定制度の中で、一定の品目については規格に適合し、検定に合格したものでなければ販売や工事に使用できないという規定があり、そのことを指している。

- 今後の進め方として、今日第1回目を行い、翌年2月の第2回目で結論を出すという形になっており、その間は検討部会を行うということだと思うが、検討状況は前広に情報提供をいただきたい。併せて、順次検討事項に加えていくというのは、本検討会との関係はどのようなのか。

- 今回の検討会で議論を行い、今後は、検討部会で議論を深めていきたいと考えている。検討部会の検討状況について、適宜、検討会の委員にも報告するよう考えていきたい。

また、検討事項については、消防設備等のハード面やソフト面の基準について、かなり広範で細かい部分もあるため、ある程度内容が整理できた段階で、検討部会に諮るとともに、検討会において議論いただきたいと考えている。

- 第2回目の検討会が最終で、第2回目のときに、今回の課題に対する解決策を提示するということだが、間に1回ぐらい議論できる場があった方がよいと思う。

- 今年度で一通りの区切りをつけたいと考えているが、部会の検討状況の進捗によっては、第2回目ですべての結論が出ないということも考えられる。少なくとも今回と年度内にはもう1回は開催するというもので、必要に応じて追加で開催又は書面での確認などを行い、進めていきたいと考える。

(3) 予防行政におけるデジタル化の取組状況について

- 電子申請について、130本部、18.1%の消防本部が導入時期未定とあるが、理由等がわかれば教えてもらいたい。

また、LWGAN 接続端末の整備等というものがどういうものか、あわせて、地方財政措置という意味についても教えてもらいたい。

- 130本部が導入時期未定となっている理由については、LGWAN が整備されていないこと、予算措置の目途が立たないことなどが挙げられている。

LGWAN 接続端末を整備しないとマイナポータル上のぴったりサービスを活用できないので、普通交付税において、端末の整備に係る費用の支援を行っている。

- 地方財政措置は普通交付税のため、構成市町村から広域事務組合の方に財源の手当てなど財政的な裏打ちをしないと難しいと思うので、消防庁からの働きかけなど工夫が必要だと思う。

- 御意見を踏まえ、今後の対応について考えていきたい。

- 免状のデジタル化について、今まで紙やカードで免状交付していたが、今後は、全てマイナンバーカードに全部落とし込んで、マイナンバーカードさえ持ち込めば資格取得者であることも証明できて、様々な手続きが行えるという理解でよいのか。

- 本資料で示しているデジタル化とは、免状の申請や公布手続などのデジタル化に

関してである。免状そのものをマイナンバーカード等に収納することについては、まだそこまで議論が進んでいない。

(4) 防火対象物点検報告の対象の合理化について

- 図3の建物の大部分を飲食店等が占めている場合とは、飲食店の比率が何%以上の場合のことか。
- 飲食店が全体の90%以上の場合、全て飲食店という扱いになり、事務所が全体の10%を超えた場合、複合用途となる。
- 複合用途となった場合、防火対象物の点検対象となるのか。
- 3階以上に飲食店などがある場合が対象となるため、図のケースについて複合用途となった場合は、対象外となる。

以上